

令和8年度 広報うえだ制作業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の目的

広報うえだは、市の施策や市主催のイベント情報等を広く多くの方にお届けするための重要な情報発信媒体の一つで、自治会の定期送達等による各戸配布や公共施設での配布を行っている。

この要領では、公募型プロポーザル方式により、上田市広報課が発注する「令和8年度 広報うえだ制作業務」（以下「本業務」という）の委託業者を選定する手続きについての必要事項を定める。

2 委託業務の概要

- (1) 件名 令和8年度 広報うえだ制作業務
- (2) 内容 別紙「広報うえだ制作工程仕様書」のとおり
- (3) 期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 場所 上田市内
- (5) 見積限度額 6,036,300円（消費税及び地方消費税を含まない）

3 参加資格要件等

- (1) 上田市内に、本店を有する事業者であること。
- (2) 本プロポーザルが公開された時点において、令和7・8・9年度物品入札（見積）参加申請提出業者名簿に登録していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 提出書類等の提出期限を遵守するととともに、提出方法等を適合させること。
- (5) 提案上限額以内の見積額とすること。
- (6) 広報うえだ制作工程仕様書の要件を満たすこと。
- (7) プロポーザル審査会（課題の審査）に出席すること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- (9) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ① 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められる。
 - ② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
 - ⑥ 契約の相手方として、次の不適当な行為があると認められる。
 - ア 威圧的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 上田市等との取引に関して脅迫的な言動をし、又は威圧若しくは暴力を用いる行為
 - エ 偽計又は威力を用いて上田市等の業務を妨害する行為
 - オ その他ア～エに準ずる行為

※プロポーザル参加届等に虚偽の記載があった場合又は参加資格要件等に該当しないことが判明

した場合は失格とする。なお、契約予定者が失格となった場合には、プロポーザル審査で次点に選定された者を契約予定者とする。

4 プロポーザル参加届の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 2月 20 日（金）12 時（必着）
- (2) 提出書類 プロポーザル参加届（様式第 1 号）
- (3) 提出方法 郵送、メール、持参
※メールの場合、プロポーザル参加届の PDF データを添付すること。
- (4) 提出先 「14 問い合わせ先」のとおり
※郵送の場合は、提出期限内に提出場所必着とする。
※郵送及びメールの場合は、提出後速やかに申込を行った旨を電話で連絡すること。
- (5) その他
 - ・参加届には必ず連絡用のメールアドレスを記載し、当課からのメールの受信に配意すること。
 - ・プロポーザル参加届の提出をもって、上田市が「3 参加資格要件等」の(8)及び(9)の調査等を行うことに、同意したものとみなす。
 - ・参加届提出後に参加を辞退する場合は、郵送、メール又は持参により、2月 20 日（金）必着でプロポーザル辞退届（様式第 2 号）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の本市との契約等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

5 実施要領に関する質問・回答

実施要領等に関する質問は、次に示す質問期間内にメールにより送信し、電話で到達確認を行うこと。
なお、質問期間外になされた質問への回答は行わない。

- (1) 質問期間 2月 9 日（月）～16 日（月）12 時（必着）
- (2) 質問方法 広報課にメールで提出すること。件名を「広報うえだプロポーザルについての質問」とすること。匿名の質問には回答しない。
- (3) 回答方法 2月 18 日（水）までに質問者匿名にて上田市ホームページに掲載する。

6 審査の概要

広報課の提示する課題に対する提案内容と見積書の価格で評価を行う。

提案内容をもとに、デザイン力、構成力等を総合的に評価する。

提案内容は、プロポーザル審査会において「令和 8 年度広報うえだ制作業務委託業者選定委員会」が審査する。

7 審査課題

課題は「特集ページ」「2色ページ」の 2 点とする。広報課で用意するデータ（テキスト、写真、QR コード）を使用して、幅広い年齢層の市民にとって分かりやすく、より一層興味を持つことができるデザイン・レイアウトを提案すること。課題データは 2 月 24 日（火）にメールで送付する。

- (1) 提出期限 3月 9 日（月）12 時（必着）
- (2) 提出物 課題 1、課題 2（各 10 部）
- (3) 提出方法 郵送又は持参
- (4) 提出場所 上田市広報課

(5) その他 広報課の指示によるものを除き、提出後の追加・差し替えは認めない。

(6) 課題の詳細 次表のとおり

審査課題	内容等
課題1 (特集ページ)	<ul style="list-style-type: none">・A3 サイズ見開き 2 ページ分 (A3 上質紙出力)・刷り色は 4 色カラー刷り。
課題2 (2 色ページ)	<ul style="list-style-type: none">・A3 サイズ見開き 2 ページ分 (A3 上質紙出力)・刷り色は 2 色カラー刷り。
課題1・2共通	<p><u>・デザイン提案で工夫した点や、紙面作成の考え方などは別途書面（任意様式）にまとめ、課題と併せて提出すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・右開き構成で、縦書きと横書きを適切に組み合わせること。・文字量調整のため、文章の言い回しを多少変更してもよい。・広報課で用意した写真全てを使わなくてもよい。・記事に適切な写真やイラストを追加で入れてもよい。・写真やイラストの加工は自由。・提供する全てのデータはプロポーザル課題制作以外の目的での使用を禁じる。

8 プロポーザル審査会

(1) 期日 3月13日(金)

(2) 場所 上田市役所本庁舎4階 庁議室

(3) 提出書類 見積書、委任状(代表者が欠席の場合)

(4) その他 審査時間は、改めて各者にメールで通知する。

提出書類等及び選考の経過は非公開とし、資料の返却は行わない。

9 審査方法

(1) 審査 上田市職員で構成する「令和8年度広報うえだ制作業務委託業者選定委員会」において、提案内容を審査する。

(2) 内容評価

- ・作品と提案書の説明の後、質疑応答を行う。
- ・提案をもとに、「10 採点要領」のとおり内容評価点を算出。
- ・各者提案時間 計30分(質疑含む)

作品と提案書の説明 (20分以内)	質疑応答 (10分程度)
-------------------	--------------

(3) 價格評価 提出された見積書をもとに価格評価点を算出。

10 採点要領

(1) 点数配分

内容評価点(60点)と価格評価点(40点)を合計した総合評価点(100点)で評価を行う。

(2) 提案の内容評価点

項目ごとの「5・4・3・2・1」で点数をつける。各審査員の評価点数の合計を平均して内容評価点とする。

なお、内容評価点が36点を下回った場合は契約の相手方としない。

また、参加届を提出した事業者が1事業者であった場合にも、内容評価点の最低基準点を超えていなければ契約予定者に決定しない。

(3) 契約予定者の決定

総合評価点を算出し、最高得点の者を契約予定者とする。最も総合評価点が高い者が複数あった場合は、内容評価点が最高得点の者を契約予定者とする。さらに、最も内容評価点が高い者が複数あつた場合、審査委員長の内容評価点が上位の者を契約予定者とする。

11 選定結果について

選定結果は、書面で全提案者に通知するものとする。なお、審査結果について、質問及び異議申し立ては受け付けない。

受注業者名及び落札額は、契約検査課及びホームページ（4月初旬）で公表を行う。

12 その他

- (1) 本件プロポーザルは、その契約に係る予算が議会で可決され、4月1日以降に当該予算の執行が可能となった時に、プロポーザルの効力が発生する。
- (2) 課題の制作等、プロポーザル参加に係る諸費用は参加者の負担とする。
- (3) プロポーザル関係通知書類及び課題等の提出を郵送で行う場合、不達及び遅配を原因として提出者に不利益が生じても、本市はその責を負わない。
- (4) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。
- (5) 契約時に契約保証金を納入する必要がある場合があるので、留意すること。

13 日程

内容	期日
プロポーザル参加申込期間	2月9日（月）～20日（金）12時（必着）
実施要領に関する質問期間	2月9日（月）～16日（月）12時（必着）
質問に対する回答	2月18日（水）
課題の送付（メール）	2月24日（火）
課題提出期限	3月9日（月）12時（必着）
プロポーザル審査会（時間は後日決定）	3月13日（金）
結果の通知	3月16日（月）発送
契約	4月1日（水）～
令和8年度 業務開始	

14 問い合わせ先

上田市政策企画部 広報課 担当者：町田、福澤
住 所：〒386-8601 長野県上田市大手一丁目11番16号
上田市役所本庁舎4階
連絡先：TEL 0268-71-8080（直通）
メール：koho@city.ueda.nagano.jp